

延岡市長

読谷山 洋司 様

令和3年度

政策提言書

1. 道路冠水対策の推進
2. 道路整備の推進

令和3年12月21日

延岡市議会

議長 本部 仁俊

1. 道路冠水対策の推進

本市では、大雨による道路冠水及び住宅等への浸水被害が頻発しており、市民生活に多大な支障をきたしている。

特に、台風や線状降水帯によって引き起こされるゲリラ豪雨による被害は甚大さを増し、本年8月に襲来した台風9号では、観測史上最大となる1時間雨量 84.5 ミリの猛烈な雨を記録し、市内各地で道路冠水被害や建物への浸水被害が発生したところであり、道路冠水及び建物浸水について、より一層の対策の推進が求められている。

そのような中、市当局は、9月定例議会で可決された補正予算において、冠水常襲地区に対し、解決策や問題の緩和策などについて、専門的な現地調査を行うとともに、実現性や即効性の高い対策の検討に着手することとした。

今後、本格的な対策が検討されるにあたり、冠水常襲地区及び冠水地区への対策として、次の事項について特段の措置を講じていただくよう提言する。

記

(1) 分流式下水道への積極的な整備転換の検討

豪雨時のオーバーフロー及び河川への未処理汚水の放流を防ぐため、合流式下水道から分流式下水道への積極的な整備転換を検討すること。

(2) 集水柵の増設

集水柵の増設により集水機能と排水機能の強化を図ること。

(3) 透水性舗装の整備の検討

雨水の地下浸透により、路面への雨水滞留防止効果及び排水路への負荷軽減効果が見込める透水性舗装の整備を検討すること。

なお、整備にあたっては、耐久性の高い舗装材を使用し、損傷の認められる既存の整備箇所については、積極的な修復に努めること。

(4)側溝の堆積土砂の撤去

- ① 側溝の流下能力を確保するため、毎年必要な予算を計上し、計画的な堆積土砂の撤去を行うこと。
- ② 地域における冠水対策の推進と豪雨災害に対する市民意識の高揚を図るため、地区等が実施する土砂撤去作業等に対する奨励事業の創設を検討すること。

(5)道路冠水地区における避難路マップの作成

道路冠水時の市民の安全を確保するため、道路冠水想定箇所と当該地区における安全な避難路を表示したマップを作成し、市民への周知を図ること。

(6)道路冠水想定箇所の通行者に対する注意喚起

道路冠水想定箇所については、路面へのカラー表示や注意看板、水位表示板の設置などの日常的な注意喚起を行うことにより、冠水時における車両や歩行者の誤進入の防止を図ること。

(7)地区住民説明会の開催

冠水常襲地区対策調査事業の調査対象となる地区住民に対し、調査結果に関する説明会を実施すること。

2. 道路整備の推進

本市では、公共交通の利便性向上を図るため地域公共交通網形成計画を策定し、様々な施策を展開しているが、公共交通ネットワークの利便性の低さから、市民は移動手段の大半を自家用自動車若しくは自転車に依存しており、道路は、市民生活と経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤となっている。

そのような中、本市の道路状況を見てみると、区画線や誘導表示について、多数の摩耗箇所が見受けられ、特に夜間や降雨時には視認性を欠くことで、安全運転に支障をきたしている状況も見受けられる。また、歩道においては、事故の危険性が指摘されているにも関わらず、ガードレールが未設置の箇所や点字ブロックが損傷している箇所が至るところで散見される。

本年6月、千葉県八街市で発生したトラックによる児童死傷事故では、PTA からガードレールや歩道設置の要望が提出されていたにもかかわらず、対応が見送られていたとのことである。本市においても、ガードレール設置等の要望への対応が進まない箇所があることから、この事故は、とても他人事とは考えられず、看過できるものではない。

市当局においては、日常のパトロールはもとより、各種事業による市道の維持管理に努めており、また、教育委員会との連携により、通学路点検で確認された危険箇所に対する安全対策を講じているが、市民の安全・安心のため、今後、一層の道路整備の推進が求められることから、次の事項について特段の措置を講じていただくよう提言する。

記

(1)危険箇所へのガードレール設置及び区画線・誘導表示の整備促進

危険箇所へのガードレール設置及び区画線・誘導表示の整備については、県から交付される交通安全対策特別交付金に加えて、必要な事業費を確保することにより、整備促進に努めること。

(2)通学路における危険箇所への安全対策の加速化

登下校時の児童・生徒の安全を確保するため、通学路点検安全確保緊急対策事業費を増額し、通学路における危険箇所への安全対策を一層加速させること。

(3)点字ブロック及び歩道の損傷箇所の修復の加速化

視覚障がい者はもとより、市民の安全と命を守るため、道路維持補修事業費を増額し、点字ブロックの損傷箇所及び草木の繁茂や劣化による歩道の損傷箇所について、修復を加速化させること。

(4)市民からの道路異常等の通報システムの構築

無料通信アプリLINEを活用した市民からの道路異常等の通報システムを構築し、効率的な情報把握と迅速な対応に努めること。

(5)自転車走行者の安全確保の推進

自転車走行者の安全を確保するため、歩道上の段差及び歩道と車道間の段差解消を図るとともに、自転車が走行しても歩行者の安全が確保できる歩道については、積極的に「自転車通行可」の道路標識を設置するよう、道路管理者や公安委員会に働きかけること。

(6)事故発生リスクの高い歩道上へのクッションドラム設置

歩行者の安全確保とドライバーへの注意喚起を促すため、事故発生リスクの高い歩道上の待機場所について、クッションドラムの設置を検討すること。